

議案第 52 号

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 3 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から下水道事業に同法の規定の全部を適用すること及び朝来市工業用水道事業の給水区域を追加することに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例
(朝来市行政組織条例の一部改正)

第1条 朝来市行政組織条例(平成17年朝来市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条都市整備部の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 浄化槽に関すること。

(朝来市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 朝来市特別会計設置条例(平成17年朝来市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(朝来市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 朝来市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年朝来市条例第217号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業及び工業用水道事業」を「公営企業」に改める。

第1条を次のように改める。

(公営企業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、工業用水を供給するため工業用水道事業を、雨水及び汚水を排除し、又は処理するため下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「公営企業」を「水道事業、工業用水道事業及び下水道事業(以下「公営企業」という。)」に改め、同条第3項第1号中「生野工業団地」の次に「及び朝来市和田山町筒江(和田山工業団地)」を加え、同項第2号中「1,697立方メートル」を「3,500立方メートル」に改め、同条に次の1項を加える。

4 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画排水区域面積は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画処理区域面積は、972ヘクタールとする。

(2) 計画処理人口は、27,630人とする。

(3) 計画排水区域面積は、47ヘクタールとする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、「(昭和27年政令第403号)」を削り、同条第2項中「公営企業の市長」を「管理者」に改める。

第4条中「見積価格」を「見積価額」に改める。

(朝来市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第4条 朝来市工業用水道事業給水条例(平成17年朝来市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「工業用水道」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(給水区域等)

第2条 給水区域及び当該区域に給水する工業用水道の名称は、次の表のとおりとする。

る。

給水区域	工業用水道の名称
朝来市生野町真弓（生野工業団地）	生野工業用水道
朝来市和田山町筒江（和田山工業団地）	和田山工業用水道

第3条第1号中「第8条」の次に「第1項」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 「実使用水量」とは、第19条第1項の規定により決定した使用水量をいう。

第4条ただし書中「管理者」を「工業用水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第8条第1項中「管理者は、前条」を「管理者は、生野工業用水道について前条」に改める。

第22条の表を次のように改める。

施設名	料金区分	料率
生野工業用水道	基本料金	基本使用水量 1m ³ につき 22 円
	超過料金	超過使用水量 1m ³ につき 43 円
和田山工業用水道	従量料金	実使用水量 1m ³ につき 43 円

第24条の次に次の1条を加える。

（従量料金）

第24条の2 従量料金は、実使用水量に従量料率を乗じて算定する。

第28条第1項第4号中「施行規則」を「この条例に基づく規程」に改める。

（朝来市下水道条例の一部改正）

第5条 朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「規則」を「規程」に改め、同条第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「工事（規則）」を「工事（規程）」に、「朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規則（平成17年朝来市規則第175号。以下「指定業者規則」）を「朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規程（平成●年朝来市公営企業管理規程第●号。以下「指定業者規程」に、「指定業者規則で」を「指定業者規程で」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「指定業者規則」を「指定業者規程」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「市の職員の」を削り、同条第2項中「前項の検査をする職員は、同項」を「管理者は、前項」に、「規則」を「規程」に改める。

第8条から第30条までの規定中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第31条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第32条及び第33条中「市長」を「管理者」に改める。

第34条中「規則」を「規程」に改める。

第35条第9号中「市長」を「管理者」に改める。

（朝来市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第6条 朝来市農業集落排水処理施設条例（平成17年朝来市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改め、「市の職員の」を削り、同条第2項中「前項の検査をする職員は、同項」を「管理者は、前項」に、「規則」を「規程」に改める。

第7条から第27条までの規定中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

（朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第7条 朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成17年朝来市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条から第14条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「規則」を「規程」に改める。

（朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第8条 朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年朝来市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第4条から第10条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則」を「規程」に改める。

（朝来市雨水ポンプ場条例の一部改正）

第9条 朝来市雨水ポンプ場条例（平成27年朝来市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（朝来市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正前の朝来市特別会計設置条例の規定による下水道事業特別会計（次項において「下水道事業特別会計」という。）の平成30年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、下水道事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及びその他の資産は、朝来市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

（朝来市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第5条の規定による改正前の朝来市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の朝来市下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（朝来市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第6条の規定による改正前の朝来市農業集落排水処理施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の朝来市農業集落排水処理施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

(朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正前の朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正前の朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 52 号資料

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

第 1 条 朝来市行政組織条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(事務分掌) 第 2 条 (略) 都市整備部 (1)～(5) (略) <u>(6) 専用水道等に関すること。</u> <u>(7) 下水道に関すること。</u> <u>(8) し尿処理に関すること。</u>	(事務分掌) 第 2 条 (略) 都市整備部 (1)～(5) (略) <u>(6) し尿処理に関すること。</u> <u>(7) 浄化槽に関すること。</u>

第 2 条 朝来市特別会計設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 下水道事業特別会計 下水道事業</u> <u>(6) 介護保険特別会計 介護保険事業</u> <u>(7) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</u> <u>(8) 財産区特別会計 財産区の運営事業</u>	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 介護保険特別会計 介護保険事業</u> <u>(6) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</u> <u>(7) 財産区特別会計 財産区の運営事業</u>

第 3 条 朝来市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
朝来市 <u>水道事業及び工業用水道事業</u> の設置等に関する条例 <u>(水道事業及び工業用水道事業の設置)</u> 第 1 条 <u>生活用水その他の浄水を市民に供給するとともに工業用水を供給するため、水道事業及び工業用水道事業（以下「公営企業」という。）を設置する。</u>	朝来市 <u>公営企業</u> の設置等に関する条例 <u>(公営企業の設置)</u> 第 1 条 <u>生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、工業用水を供給するため工業用水道事業を、雨水及び汚水を排除し、又は処理するため下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。</u> <u>(法の適用)</u> 第 1 条の 2 <u>地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全</u>

(経営の基本)

第2条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営しなければならない。

2 (略)

3 工業用水道事業の給水区域及び1日の給水能力は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域は、朝来市生野町真弓（生野工業団地）の区域とする。

(2) 1日の給水能力は、1,697 立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定により管理者の権限は市長（以下「管理者」という。）が行う。

2 法第14条の規定に基づき、公営企業の市長の権限に属する事務を処理させるため、都市整備部を置く。

(主要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て行う売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

部を適用する。

(経営の基本)

第2条 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営しなければならない。

2 (略)

3 工業用水道事業の給水区域及び1日の給水能力は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域は、朝来市生野町真弓（生野工業団地）及び朝来市和田山町筒江（和田山工業団地）の区域とする。

(2) 1日の給水能力は、3,500 立方メートルとする。

4 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画排水区域面積は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画処理区域面積は、972 ヘクタールとする。

(2) 計画処理人口は、27,630 人とする。

(3) 計画排水区域面積は、47 ヘクタールとする。

(組織)

第3条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定により管理者の権限は市長（以下「管理者」という。）が行う。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、都市整備部を置く。

(主要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て行う売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

第4条 朝来市工業用水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改 正 案						
(趣旨) 第1条 この条例は、朝来市工業用水道事業（以下「工業用水道」という。）の給水に係る料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。 (給水区域) 第2条 給水区域は、朝来市生野町真弓（生野工業団地）の区域内とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、朝来市工業用水道事業の給水に係る料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。 (給水区域等) 第2条 給水区域及び当該区域に給水する工業用水道の名称は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>給水区域</th><th>工業用水道の名称</th></tr> <tr> <td>朝来市生野町真弓（生野工業団地）</td><td>生野工業用水道</td></tr> <tr> <td>朝来市和田山町筒江（和田山工業団地）</td><td>和田山工業用水道</td></tr> </table> (定義) 第3条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。 (1) 「基本使用水量」とは、第8条第1項の規定に基づき決定した1日当たりの使用水量をいう。 (2) (略) (3) 「給水施設」とは、配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具で、水量メーター（以下「メーター」という。）までの施設をいう。 (4) 「受水施設」とは、給水を受ける者（以下「使用者」という。）がメーターに接続して設けた流末の装置をいう。 (給水の対象) 第4条 給水の対象は、基本使用水量が1日50立方メートル以上のものとする。ただし、<u>管理者が必要と認めたときは、この限りでない。</u> (基本使用水量の決定及び変更) 第8条 <u>管理者は、前条第1項の規定によ</u>	給水区域	工業用水道の名称	朝来市生野町真弓（生野工業団地）	生野工業用水道	朝来市和田山町筒江（和田山工業団地）	和田山工業用水道
給水区域	工業用水道の名称						
朝来市生野町真弓（生野工業団地）	生野工業用水道						
朝来市和田山町筒江（和田山工業団地）	和田山工業用水道						
(定義) 第3条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。 (1) 「基本使用水量」とは、第8条の規定に基づき決定した1日当たりの使用水量をいう。 (2) (略) (3) 「給水施設」とは、配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具で、水量メーター（以下「メーター」という。）までの施設をいう。 (4) 「受水施設」とは、給水を受ける者（以下「使用者」という。）がメーターに接続して設けた流末の装置をいう。 (給水の対象) 第4条 給水の対象は、基本使用水量が1日50立方メートル以上のものとする。ただし、<u>管理者が必要と認めたときは、この限りでない。</u> (基本使用水量の決定及び変更) 第8条 <u>管理者は、前条第1項の規定によ</u>	(定義) 第3条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。 (1) 「基本使用水量」とは、第8条第1項の規定に基づき決定した1日当たりの使用水量をいう。 (2) (略) (3) 「<u>実使用水量</u>」とは、第19条第1項の規定により決定した使用水量をいう。 (4) 「給水施設」とは、配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具で、水量メーター（以下「メーター」という。）までの施設をいう。 (5) 「受水施設」とは、給水を受ける者（以下「使用者」という。）がメーターに接続して設けた流末の装置をいう。 (給水の対象) 第4条 給水の対象は、基本使用水量が1日50立方メートル以上のものとする。ただし、<u>工業用水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。</u> (基本使用水量の決定及び変更) 第8条 <u>管理者は、生野工業用水道につい</u>						

り給水の申込みを受けたときは、給水能力、配水計画等を考慮して1日当たりの基本使用水量を定め、これをその者に通知するものとする。

2、3（略）

（料金）

第22条 料金は、次に定める区分により計算した額とする。ただし、10円未満の端数については、切り捨てる。

料金の区分	料率
基本料金	基本使用水量 1m ³ につき 22 円
超過料金	超過使用水量 1m ³ につき 43 円

（超過料金）

第24条（略）

（給水の停止）

第28条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

（1）～（3）（略）

（4）前3号に掲げるもののほか、この条例及び施行規則の規定に違反したとき。

2（略）

て前条第1項の規定により給水の申込みを受けたときは、給水能力、配水計画等を考慮して1日当たりの基本使用水量を定め、これをその者に通知するものとする。

2、3（略）

（料金）

第22条 料金は、次に定める区分により計算した額とする。ただし、10円未満の端数については、切り捨てる。

施設名	料金区分	料率
<u>生野工業用水道</u>	基本料金	基本使用水量 1 m ³ につき 22 円
	超過料金	超過使用水量 1m ³ につき 43 円
<u>和田山工業用水道</u>	従量料金	実使用水量 1m ³ につき 43 円

（超過料金）

第24条（略）

（従量料金）

第24条の2 従量料金は、実使用水量に従量料率を乗じて算定する。

（給水の停止）

第28条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

（1）～（3）（略）

（4）前3号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規程の規定に違反したとき。

2（略）

第5条 朝来市下水道条例新旧対照表

現 行	改 正 案
（排水設備の接続方法及び内径等） 第4条（略） （1）（略） （2）排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法とし、	（排水設備の接続方法及び内径等） 第4条（略） （1）（略） （2）排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法とし、

規則で定めるところによる。

- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表に掲げる排水人口の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、下表のとおりとし、排水渠の断面積は、同表に掲げる排水面積の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の設定により、その設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構

規程で定めるところによる。

- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表に掲げる排水人口の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、下表のとおりとし、排水渠の断面積は、同表に掲げる排水面積の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の

造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規則(平成17年朝来市規則第175号。以下「指定業者規則」という。)で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として指定業者規則で定めるところにより市長が指定したもの(以下「指定業者」という。)でなければ、行つてはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

2 指定業者に関する必要な事項は、指定業者規則で定める。

3 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(在来排水施設の認定)

第8条 第7条第1項の検査を受けていない在来の排水施設を同条に定める排水設備として使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、認定を受けなければならない。

(公共ます等の設置)

第9条 公共ます及び取付管の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規程(平成●年朝来市公営企業管理規程第●号。以下「指定業者規程」という。)で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として指定業者規程で定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定業者」という。)でなければ、行つてはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

2 指定業者に関する必要な事項は、指定業者規程で定める。

3 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(在来排水施設の認定)

第8条 第7条第1項の検査を受けていない在来の排水施設を同条に定める排水設備として使用しようとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申請し、認定を受けなければならない。

(公共ます等の設置)

第9条 公共ます及び取付管の新設等を行おうとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(水質管理責任者制度)

第 12 条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する義務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。水質管理責任者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第 13 条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出て承認を受けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 除害施設の設置等を行った者は、その工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(排除の停止又は制限)

第 15 条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)、(2) (略)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第 16 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届出書の記載事項に変更があったときも同様とする。

2 (略)

(使用者等変更の届出)

第 17 条 使用者若しくは所有者を変更しようとするとき、又は新たに使用者若しくは所有者となろうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市

2 (略)

(水質管理責任者制度)

第 12 条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規程で定めるところにより、その維持管理に関する義務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。水質管理責任者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第 13 条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出て承認を受けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 除害施設の設置等を行った者は、その工事の完了した日から 5 日以内にその旨を管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

(排除の停止又は制限)

第 15 条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)、(2) (略)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第 16 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届出書の記載事項に変更があったときも同様とする。

2 (略)

(使用者等変更の届出)

第 17 条 使用者若しくは所有者を変更しようとするとき、又は新たに使用者若しくは所有者となろうとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめ管

長に届け出なければならない。

(排水区域外下水の放流)

第 18 条 市長は、排水区域外の下排水排除のために公共下水道を使用しようとする者に対し、特に必要があり当該施設の管理に支障がないと認めたときは、その使用を許可することができる。

2 (略)

(使用料の徴収)

第 19 条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 使用料は、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書による納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 20 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に掲げるところにより算定した額及び規則で定める起債の償還に要する費用の一部の合計額とする。ただし、起債の償還に要する費用の一部は、前条第 3 項の規定にかかわらず、一括して納付することができる。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使

理者に届け出なければならない。

(排水区域外下水の放流)

第 18 条 管理者は、排水区域外の下排水排除のために公共下水道を使用しようとする者に対し、特に必要があり当該施設の管理に支障がないと認めたときは、その使用を許可することができる。

2 (略)

(使用料の徴収)

第 19 条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 使用料は、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書による納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

4 管理者は、前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 20 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に掲げるところにより算定した額及び規程で定める起債の償還に要する費用の一部の合計額とする。ただし、起債の償還に要する費用の一部は、前条第 3 項の規定にかかわらず、一括して納付することができる。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使

用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する水量を加えたものとする。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、市長は、使用者の申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(資料の提出)

第 22 条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第 23 条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第 24 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(占用)

第 26 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用者が占用物件の設置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第 27 条 前条第 1 項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止し

用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する水量を加えたものとする。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、管理者は、使用者の申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(資料の提出)

第 22 条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第 23 条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第 24 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(占用)

第 26 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用者が占用物件の設置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第 27 条 前条第 1 項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止し

たときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(公共下水道付近地の掘削)

第29条 公共下水道の排水管渠の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示をすることができる。

(公共下水道施設損傷等の復旧)

第30条 公共下水道の施設を故意又は過失により損傷等させた者は、その者の負担において、市長の指示する方法により原形に復旧しなければならない。

(手数料)

第31条 市は、指定業者及び責任技術者の登録について、申請者から下表に定める手数料を徴収する。

(略)

- 2 (略)

- 3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の督促)

第32条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。

- 2 (略)

(使用料等の軽減又は減免)

第33条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等及び延滞金を軽減し、又は減額し、若しくは免除することができる。

たときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

- 2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(公共下水道付近地の掘削)

第29条 公共下水道の排水管渠の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示をすることができる。

(公共下水道施設損傷等の復旧)

第30条 公共下水道の施設を故意又は過失により損傷等させた者は、その者の負担において、管理者の指示する方法により原形に復旧しなければならない。

(手数料)

第31条 管理者は、指定業者及び責任技術者の登録について、申請者から下表に定める手数料を徴収する。

(略)

- 2 (略)

- 3 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の督促)

第32条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。

- 2 (略)

(使用料等の軽減又は減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等及び延滞金を軽減し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(委任) 第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (罰則) 第 35 条 (略) (1)～(8) (略) (9) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>市長</u>に提出する書類に偽りの記載をした者	(委任) 第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。 (罰則) 第 35 条 (略) (1)～(8) (略) (9) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>管理者</u>に提出する書類に偽りの記載をした者
---	--

第 6 条 朝来市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用の許可) 第 3 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請し、許可を受けなければならない。 (排水設備の新設等) 第 4 条 汚水を施設に流入させるための設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築、修理若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>市長</u>に届け出るとともに、その構造は、<u>規則</u>及び別に定める基準によらなければならない。 (排水設備等の工事の実施) 第 5 条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長</u>が指定する業者によって行わなければならない。 (排水設備等の工事の検査) 第 6 条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が<u>規則</u>で定める排水設備等の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、<u>市の職員</u>の検査を受けなければならない。 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が<u>規則</u>で定める排水設備等の設置及び構造の基準に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>規則</u>で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。	(使用の許可) 第 3 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>に申請し、許可を受けなければならない。 (排水設備の新設等) 第 4 条 汚水を施設に流入させるための設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築、修理若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>管理者</u>に届け出るとともに、その構造は、<u>規程</u>及び別に定める基準によらなければならない。 (排水設備等の工事の実施) 第 5 条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者</u>が指定する業者によって行わなければならない。 (排水設備等の工事の検査) 第 6 条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が<u>規程</u>で定める排水設備等の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。 2 <u>管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が規程で定める排水設備等の設置及び構造の基準に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</u>

(在来排水施設の認定)

第7条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

(公共ます等の設置)

第8条 公共ます及び取付管の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(新規加入金)

第9条 (略)

2 口数の算定については、規則で定める。

(使用者の義務)

第10条 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 市長が別に定める基準に適合しない汚水を流入させないこと。

(排除の停止又は制限)

第11条 市長は、施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(改善命令)

第12条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届出書の記載事項に変更があったときも同様とする。

(使用者等変更の届出)

第14条 使用者若しくは所有者を変更しようとするとき、又は新たに使用者若しくは所有者となろうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長

(在来排水施設の認定)

第7条 在来の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請し、承認を受けなければならない。

(公共ます等の設置)

第8条 公共ます及び取付管の新設等を行おうとする者は、規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(新規加入金)

第9条 (略)

2 口数の算定については、規程で定める。

(使用者の義務)

第10条 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 管理者が別に定める基準に適合しない汚水を流入させないこと。

(排除の停止又は制限)

第11条 管理者は、施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(改善命令)

第12条 管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届出書の記載事項に変更があったときも同様とする。

(使用者等変更の届出)

第14条 使用者若しくは所有者を変更しようとするとき、又は新たに使用者若しくは所有者となろうとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめ管理

に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第 15 条 市長は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 使用料は、その使用月における施設の使用について、納入通知書による納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため施設を使用する場合その他施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 (略)

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する水量を加えたものとする。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、市長は、使用者の申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(資料の提出)

第 18 条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料

者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第 15 条 管理者は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 使用料は、その使用月における施設の使用について、納入通知書による納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

4 管理者は、前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため施設を使用する場合その他施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 (略)

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する水量を加えたものとする。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、管理者は、使用者の申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(資料の提出)

第 18 条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資

の提出を求めることができる。

(使用料等の督促)

第 19 条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。

2 (略)

(使用料等の軽減又は減免)

第 20 条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料及び延滞金を軽減し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(占有)

第 21 条 施設の敷地等に物件（以下この条及び次条において「占有物件」という。）を設け、継続して施設の敷地等を占有しようとする者（以下「占有者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第 22 条 前条第 1 項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第 1 項の占有の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(施設付近地の掘削)

第 24 条 排水管渠の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の工事を行おうとする者に対し、排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示

料の提出を求めることができる。

(使用料等の督促)

第 19 条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。

2 (略)

(使用料等の軽減又は減免)

第 20 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料及び延滞金を軽減し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(占有)

第 21 条 施設の敷地等に物件（以下この条及び次条において「占有物件」という。）を設け、継続して施設の敷地等を占有しようとする者（以下「占有者」という。）は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。

3 (略)

(原状回復)

第 22 条 前条第 1 項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第 1 項の占有の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(施設付近地の掘削)

第 24 条 排水管渠の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の工事を行おうとする者に対し、排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指

をすることができる。 (施設損傷等の復旧) 第 25 条 施設を故意又は過失により損傷等させた者は、その者の負担において、<u>市長</u>の指示する方法により、原形に復旧しなければならない。 (委任) 第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (罰則) 第 27 条 (略) (1)～(8) (略) (9) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>市長</u>に提出する書類に偽りの記載をした者	示をすることができる。 (施設損傷等の復旧) 第 25 条 施設を故意又は過失により損傷等させた者は、その者の負担において、<u>管理者</u>の指示する方法により、原形に復旧しなければならない。 (委任) 第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。 (罰則) 第 27 条 (略) (1)～(8) (略) (9) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>管理者</u>に提出する書類に偽りの記載をした者
--	---

第 7 条 朝来市公共下水道事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(処理区域の公告) 第 3 条 <u>市長</u>は、処理区域を定め、その処理区域の名称及び区域を公告しなければならない。 (分担金の総額) 第 4 条 分担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の総額に 100 分の 5.6 を乗じて得た額の範囲内で処理区域ごとに<u>市長</u>が定める額とする。 (各受益者の分担金の額) 第 5 条 <u>市長</u>は、汚水を排出する施設の用途及び規模その他の受益の状況に応じて、各受益者が負担する分担金の額を定める。 (事業費の予定額の決定等) 第 6 条 <u>市長</u>は、第 3 条の公告後事業費の予定額を定め、公告しなければならない。 (分担金の賦課) 第 7 条 <u>市長</u>は、第 3 条の規定により公告された処理区域に係る受益者ごとに、前条の規定により公告された事業費の予定額を基礎として分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金	(処理区域の公告) 第 3 条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、処理区域を定め、その処理区域の名称及び区域を公告しなければならない。 (分担金の総額) 第 4 条 分担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の総額に 100 分の 5.6 を乗じて得た額の範囲内で処理区域ごとに<u>管理者</u>が定める額とする。 (各受益者の分担金の額) 第 5 条 <u>管理者</u>は、汚水を排出する施設の用途及び規模その他の受益の状況に応じて、各受益者が負担する分担金の額を定める。 (事業費の予定額の決定等) 第 6 条 <u>管理者</u>は、第 3 条の公告後事業費の予定額を定め、公告しなければならない。 (分担金の賦課) 第 7 条 <u>管理者</u>は、第 3 条の規定により公告された処理区域に係る受益者ごとに、前条の規定により公告された事業費の予定額を基礎として分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担

の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

(分担金の納期限等)

第8条 分担金は、納入通知書による指定期日までに一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、分割して納付することができる。

2 (略)

(分担金の徴収猶予)

第9条 市長は、災害、盗難その他やむを得ない理由により、受益者が当該分担金を納付することが困難であると認められる場合においては、徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

(1)、(2) (略)

(事業費の確定等)

第11条 市長は、事業が終了したときは、事業費の額を確定し、これを公告しなければならない。

(分担金の精算)

第12条 市長は、前条の規定により公告された事業費を基礎として分担金の額を確定し、その確定した額と第7条第1項の規定により定めた分担金の総額との間に差額があるときは、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。

2 前条の規定により公告された事業費の確定額が第6条の規定により公告された事業費の予定額を超える場合において、その差額が少ないと市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。

3 市長は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後その旨を公告しなければならない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第13条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(処理区域を拡張する場合の取扱い)

金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

(分担金の納期限等)

第8条 分担金は、納入通知書による指定期日までに一括納付しなければならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、分割して納付することができる。

2 (略)

(分担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、災害、盗難その他やむを得ない理由により、受益者が当該分担金を納付することが困難であると認められる場合においては、徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

(1)、(2) (略)

(事業費の確定等)

第11条 管理者は、事業が終了したときは、事業費の額を確定し、これを公告しなければならない。

(分担金の精算)

第12条 管理者は、前条の規定により公告された事業費を基礎として分担金の額を確定し、その確定した額と第7条第1項の規定により定めた分担金の総額との間に差額があるときは、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。

2 前条の規定により公告された事業費の確定額が第6条の規定により公告された事業費の予定額を超える場合において、その差額が少ないと管理者が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。

3 管理者は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後その旨を公告しなければならない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第13条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(処理区域を拡張する場合の取扱い)

第 14 条 <u>市長</u>は、処理区域を拡張する場合は、当該拡張区域を新たな処理区域とみなして、この条例の規定を適用するものとする。 (委任) 第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	第 14 条 <u>管理者</u>は、処理区域を拡張する場合は、当該拡張区域を新たな処理区域とみなして、この条例の規定を適用するものとする。 (委任) 第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。
--	---

第 8 条 朝来市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(分担金の徴収) 第 3 条 <u>市</u>は、事業に要する費用の一部に充てるため、処理区域ごとに分担金を定め徴収する。 2 (略) 3 前項の規定により算出した額と予定事業費に基づき算出し定めた分担金の額との間に差額が生じるときは、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。ただし、その差額が少ないと<u>市長</u>が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。 (分担金の総額) 第 4 条 分担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の総額に 100 分の 7.1 を乗じて得た額の範囲内で処理区域ごとに<u>市長</u>が定める額とする。 (各受益者の分担金の額) 第 5 条 <u>市長</u>は、汚水を排出する施設の用途及び規模その他受益の状況に応じて、各受益者が負担する分担金の額を定める。 (分担金の賦課及び納付等) 第 6 条 <u>市長</u>は、受益者ごとに前条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 分担金は、納入通知書により<u>市長</u>が指定する期日までに一括納付しなければ	(分担金の徴収) 第 3 条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、事業に要する費用の一部に充てるため、処理区域ごとに分担金を定め徴収する。 2 (略) 3 前項の規定により算出した額と予定事業費に基づき算出し定めた分担金の額との間に差額が生じるときは、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。ただし、その差額が少ないと<u>管理者</u>が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。 (分担金の総額) 第 4 条 分担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の総額に 100 分の 7.1 を乗じて得た額の範囲内で処理区域ごとに<u>管理者</u>が定める額とする。 (各受益者の分担金の額) 第 5 条 <u>管理者</u>は、汚水を排出する施設の用途及び規模その他受益の状況に応じて、各受益者が負担する分担金の額を定める。 (分担金の賦課及び納付等) 第 6 条 <u>管理者</u>は、受益者ごとに前条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 分担金は、納入通知書により<u>管理者</u>が指定する期日までに一括納付しなければ

ならない。ただし、<u>市長</u>が必要と認めたときは、分割して納付することができる。 (分担金の徴収猶予) 第7条 <u>市長</u>は、災害、盗難その他やむを得ない理由により、受益者が当該分担金を納付することが困難であると認められる場合においては、徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)、(2) (略) (受益者に変更があった場合の取扱い) 第9条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (処理区域を拡張する場合の取扱い) 第10条 <u>市長</u>は、処理区域を拡張する場合は、当該拡張区域を新たな処理区域とみなして、この条例の規定を適用するものとする。 (委任) 第11条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	ならない。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、分割して納付することができる。 (分担金の徴収猶予) 第7条 <u>管理者</u>は、災害、盗難その他やむを得ない理由により、受益者が当該分担金を納付することが困難であると認められる場合においては、徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第8条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)、(2) (略) (受益者に変更があった場合の取扱い) 第9条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (処理区域を拡張する場合の取扱い) 第10条 <u>管理者</u>は、処理区域を拡張する場合は、当該拡張区域を新たな処理区域とみなして、この条例の規定を適用するものとする。 (委任) 第11条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。
---	--

第9条 朝来市雨水ポンプ場条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。	(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>が別に定める。